

公欠に関する取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、公欠に関して、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 公欠とは、次の各号に該当する場合を言い、出席と同等の取り扱いを受けることができる。

(進学及び就職に関して)

- (1) 大学・大学院・専門学校、会社等の試験日当日 基本的には訪問先の証明をもらえる場合
オープンキャンパス、説明会、見学会等は、公欠として認めない。
- (2) 大学院の指導予定教員との事前面談日、入学前の合宿、ゼミ参加等。
- (3) 窓口出願等で出願時間が限定されている場合
- (4) 進学予定校や就職先において、オリエンテーション、説明会等、出席が義務付けられている場合の参加
- (5) 遠方等で宿泊を伴う場合、該当日だけでなく前後 1 日ずつの移動日も公欠として認める。
ただし、東京近県で、宿泊が必須ではない場合や遠方でも試験当日中に帰れる場合は、その都度、協議して決定する。

(病欠)

- (1) インフルエンザ等の感染症に罹患し、他の学生に感染する可能性がある場合、医師もしくは学校から自宅待機を命じられた場合（主に学校保健安全法施行規則（昭和 33 年 6 月 13 日文部省令第 18 号）第 18 条に定める法定伝染病かどうかで判断する。）
- (2) 登校後、体調の悪化により、教員の支持で保健室を使用した場合
- (3) 登校してから (1) の、怪我、病状の悪化等により、学校から病院へ行くよう指示があった場合

(大使館関係について)

- (1) 学生本人の帰属する大使館において、午前、あるいは午後のみしか受付あるいは交付を行っておらず、且つビザ等の申請関係において、学校を休み出向いた場合に限り認める。

(交通機関の遅延等について)

- (1) 電車の遅延、あるいは運転見合わせにより、登校することができない場合、遅延証明があり、なおかつ当該路線が 15 分以上遅延もしくは運転見合わせの場合に限る。

(慶弔忌引、親族の入院等)

- (1) 三親等以内の親族が死亡した場合、7 日間以内の公欠を認める。尚、7 日間には、往復にかかる日数と土曜・日曜・祭日を含む。
- (2) 本人の結婚の場合は、7 日以内の公欠を認める。
- (3) 三親等以内の親族が結婚した場合、4 日間の公欠を認める。
友人・知人の場合は一切認めない。
- (4) 三親等以内の親族が、命に係わる重大な疾患、ケガ等により、入院した場合、4 日間まで公欠を認める。

(その他)

- (1) その他、本人の責に帰さない事情により（盗難、交通事故、災害等）、校長が特別に公欠を認めた場合
- (2) 前項の規定により許可を受けようとするものは、原則として 1 週間以内に公欠届を提出しなければならない。

(添付書類等)

公欠を得ようとする場合、受験表、当該校の証明書、医師の診断書、処方箋、結婚式の招待状等、公欠の事由を証明する書類(コピー可)を提出し許可を求める必要がある。